

平成 30 年 7 月 18 日

荷主関係団体 各位

トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会事務局

神 奈 川 労 働 局
関 東 運 輸 局 神 奈 川 運 輸 支 局
一 般 社 団 法 人 神 奈 川 県 ト ラ ッ ク 協 会

適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けたご理解とご協力へのお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、他の産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあること等から、物流を支えるトラックドライバーの確保が難しい状況になってきております。

このような中、政府では、昨年 8 月に、自動車運送事業の長時間労働を是正するための環境を整備することを目的として、トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」を取りまとめたところです。

この施策の一つとして、取引環境の適正化を図るため国土交通省では、昨年 11 月に、荷主とトラック運送事業者との間の運送契約に関する契約条項のひな型となっている「標準貨物自動車運送約款」（平成 2 年運輸省告示第 5 7 5 号）の一部を改正し、適正な運賃・料金を収受するための環境整備を図ったところですが、荷主の皆様にも、「標準貨物自動車運送約款」改正の趣旨及び新たな運賃・料金の収受ルールについて理解を深めて頂き、新たなルールの下で運送委託をして頂くことが重要と考えております。

更には、トラック運送事業者には守るべき労働時間のルールとして「改善基準告示」が定められており、荷主の指示等を起因として、この告示に違反する過労運転等が見られる場合には、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」が適用される場合があります。

また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請法に抵触する場合があります。

こうした制度等の内容について荷主の皆様のご理解を深めて頂くため、国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、公正取引委員会及び公益社団法人

人全日本トラック協会では、標準貨物自動車運送約款の改正内容を周知するためのリーフレット等各種の啓発資料を作成するとともに、別添のとおり荷主関係団体及び荷主企業への六者連名での周知を行ったところです。

つきましては、より多くの荷主の皆様へ周知致したく、これらのリーフレット等を送付致しますので、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮を頂ければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、何卒趣旨をご理解頂き、適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けて、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

< 問合せ先 >

神奈川労働局労働基準部監督課	TEL: 045-211-7351
関東運輸局神奈川運輸支局輸送部門	TEL: 045-939-6801
一般社団法人 神奈川県トラック協会	TEL: 045-471-8882